

## 第2章 学校の変質

それでは法律では学校をどのように規定しているだろうか。「学校教育法」の第1条に「この法律で、学校とは、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、大学、高等専門学校、盲学校、聾学校、養護学校及び幼稚園とする。」と規定しているに過ぎない。これでは何も定義していないのと同じである。この規定は、いわゆる「一条校」という専門用語があるように、この規定に認可された学校のみが学校である、という文部省の権限の及ぶ範囲を表明した意味なのである。

法律では明確でないので、辞典を見てみよう。『広辞苑』（第六版）は次のように定義している。

がっこう【学校】①一定の教育目的のもとで教師が児童・生徒・学生に組織的・計画的に教育を行う所、またその施設。「学校」の語は孟子に由来。②一条校に同じ。

『広辞苑』の定義も常識的である。このように学校で子ども達が「一定の教育目的のもとで」「組織的・計画的」に教育を受けている。「一条校」とは、「学校教育法」の第一条に規定している様々な学校のことであり、教育用語として利用されている。具体的には幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学及び高等専門学校のことである。このような学校の目的は果たしてどのような経過で設定され、果たしてその「教育を行う」という定義は正しいのであろうか。

### 1. 「生長」のための試行的小学校

わが国での「教育」の普及は具体的には学校の拡大として表れている。そして、わが国に「学歴社会」という言葉を一般化した。このことは、「学歴」、つまり学校歴がいかに重視されているかということが分かる。その学校は明治政府が江戸時代の寺子屋や郷学、藩校という学習施設に代わり設立したのであった。それでは、その学校はどのような意図により成立されたのであろうか。

廃藩置県までは藩が運営する藩校や郷学が地方には幾多も設立されていた。藩校は藩の数だけは有ったのであろうが、郷学は一八七一（明治4）年の時点で398校有ったという。

さらに、明治元年から5年までに開業した寺子屋も一〇〇三ヶ所に上っている。このように、江戸時代の庶民の学習制度は、明治になっても力強く運営されていたのである。従って寺子屋、郷学等に代わる明治の近代国家にふさわしい新たな教育制度の確立は、文部省が設立されるまでは、地方に委ねざるをえなかった。

その学校制度の運営のために、政府は明治2年2月5日の「府県施政順序」の13番目において、「小学校ヲ設ル事」を掲げ、府県の業務として次のように指示していた。

専ラ書学素読算術ヲ習ワシメ願書書翰記牒算勘等其用ヲ闕サラシムヘシ又時々講義ヲ以国体時勢ヲ辨ヘ忠孝ノ道ヲ知ルヘキ様教諭シ風俗ヲ敦クスルヲ要ス最才気衆ニ秀テ学業進達ノ者ハ其志ス所ヲ遂ケシムヘシ

右のタイトルのように、「藩校」は用いず「小学校」として指示していたのである。「学校」は「大宝令」(「大宝律令」(702年)の「令」のこと)で制度化され使われていたというので新しくはない。小学校では「書学素読算術ヲ習ワシメ」ることが役割であった。この段階では小学校で行うことは教育ではなかったことがわかる。

第一章で見たように、やがて明治4年に文部省が設立された。しかし、文部省が設立されてもすぐさま学校制度を確立できるわけではなかった。文部省は人民への学問を進める意図を設立直後の12月23日に次のように布達した(文部省布達13号)。

一開化日ニ隆ク文明月ニ盛ニ人々其業ニ安シ其家ヲ保ツ所以ノ者各其才能技藝ヲ生長スルニ由ル是學校ノ設アル所以ニシテ人々學ハサルヲ得サル者ナリ故ニ方今東南校ヲ始處々ニ於テ學校相設ラレ教導ノ事専ラ御手入有之ト雖モ素限リ有ノ公費ヲ以テ限ナキノ人民ニ應スヘカラス然ラハ人民タル者モ亦自ラ奮テ其才藝ヲ生長スル・ヲ務メサル可ラス依之先當府下ニ於テ共立ノ小學校並ニ洋學校ヲ開キ華族ヨリ平民ニ至ル迄志願ノ者ハ學資ヲイレテ入學セシメ幼年ノ子弟ヲ教導スル學科ノ順序ヲ定メ各其才藝ヲ生長シ文明ノ眞境ニ入ラシメント欲ス父兄タル者ハ此意ヲ體シ別紙ノ簡條ヲ心得其子弟ヲ入學セシム可キ也

但右志願ノ輩ハ其最寄最寄之校ヘ可願出事

(別紙)

#### 小學校入門之心得

- 一受業料毎月金貳分可相納事
- 一修業ハ書算筆ノ三科タルヘキ事
- 一書籍等ハ銘々持參可致事
- 一稽古時間ハ毎日五(マ)字間之事
- 一男子生徒ハ八歳ヨリ十五歳迄ノ事

一 女子生徒ハ八歳ヨリ十二歳迄ノ事

但凡テ通ヒ稽古ノ事

洋學校入舎ノ心得

但當分英濁乙ノ事

一 受業料毎月金三兩可相納事

一 書籍等ハ銘々持參可致事

一 稽古時間ハ毎日六時間ノ事

一 生徒ハ男子十歳ヨリ廿歳迄ノ事

但凡テ寄宿稽古ノ事

芝増上寺内源流院

市ヶ谷田町一丁目洞雲寺

牛込神樂坂上善國寺

湯島切通シ上麟群院

淺草新堀西福寺

深川舟藏前町西光寺

場所未定追テ開校 當校ハ女子ノミヲ限り年

小學第一校

小學第二校

小學第三校

小學第四校

小學第五校

小學第六校

小學第七校

八歳ヨリ十五歳迄ノ

裏六番町

洋學第二校

布達の最初にあるように学校を設ける目的は「才能技藝ヲ生長スル」ためであった。さらにその他に「才藝ヲ生長」を二度も用いている。「才芸」とは才能と技芸のことであり、これらを生長させることであった。これらの方法は、寺子屋にて営まれていた「文学」だったといえよう。

「生長」とは、「①生まれと育ち。生まれ育つこと。②俗には発育と同じ意味で用い、…」（『広辞苑』）のように、児童が自らの力で成長することを意味している。そのため、この布達には「教育」の文字が使用されていないことが特徴である。文部省は小学校の設立に際し「教育」を実施することを意図していなかったのである。学校では「教育」を受けないのではなく自らが学習する「稽古ノ事」としていた。つまり、「幼年ノ子弟」が自らの稽古により生長することを意図していたのであった。

また、「華族ヨリ平民ニ至ル迄」という指示も重要である。つまり、従来の学習施設は、華族、士族そして庶民と身分により明確に分けられていたのであり、この差別を撤廃することを宣言しているからである。この差別の撤廃は次の「学制」にて確定される。

しかし、「府下ニ於テ共立ノ小學校並ニ洋學校ヲ開キ」のように、設立は東京に限られていた。しかも、第一校から第六校までは全て寺に設置された。

学校は「奮テ其才藝ヲ生長スル・ヲ務メサル可ラス」としながらも、「志願ノ者」はとじていたように学校は義務「教育」ではなかった。ただ、あくまでも「學資ヲイレテ入學セシメ」として、学費は人民に負担を求めていたのである。勿論東京府下で数校の設立では府下の子ども達を義務的に学ばせることは困難であつたろう。そして、小学校は「小学校入門之心得」に見るように、ほぼ従来の寺子屋のような内容と方法を意味していたといえよう。

なお、本書での「学校」は国民が平等に学ぶべき学校（小学校）を主たる対象とし、大  
学等については必要以上に論じないこととする。

## 2. 「学問」のために設立した学校

以上のような学校では本来の意義での文明開化を担う人材の育成にははなはだ心許ないといえよう。そこで、文部省は設立された翌明治5年9月5日に、本格的な「学制」を制定した。「学制」とは今日の「学校教育法」のような内容で109章（条）からなる（後に213章）。全文は膨大なので、要点を紹介すると次のようになる。

「学制」は、全国を8区域に分けて、大学区とし、それぞれを32学区に分けて中学区とし、これを21に分けて小学区とした。この結果、都合8大学校、256中学校、五三、七六〇の小学校を設立する構想であつた。すなわち、フランスの制度を真似たピラミッド学校システムの構想であつた。享和元年（一八〇一年）以降に開業した寺子屋が一万余所を超えていたが、ようやく寺子屋を超える小学校の設立案が具体化したことになる。

平成20年の国公私立の学校は、大学が七百六五校（私立七七・〇％）、高等学校が五千二百四三校（同二五・二％）、中学校が一万九百十五校（同六・七％）、小学校が二万二千四百七六校（同〇・九％）であり、当時の計画と比較すると中学校以上の学校は飛躍的な拡大を見ていることが分かる。しかし、少子化とはいえ当時よりも人口は増えているが何故か小学校については今日でもその構想が実現していないのみではなく、近年の統廃合により地域に密着した小学校という「学制」の目標からはますます遠のいている。

小学校が今日よりも多く構想されていたことの理由は、寺子屋からの連続性であろう。寺子屋は江戸末期には全国に3万、あるいは5万が設立されていたと推計されている。そして、一八七五（明治8）年段階によれば、小学校は新築も18％あつたが、寺院40％、民家33％、その他の借用9％と最も多くは寺院だつたことが物語っている。

この「学制」は上のような学校制度を実施するために、第21条に「小学校ハ教育ノ初級

ニシテ人民一般必ス学ハスンハアルヘカラサルモノトス」と教育の義務制を宣言したのである。

「人民一般」とは後に紹介するように「華士族農工商及婦女子」を意味する「四民平等」の意である。この四民平等の義務教育制度は、当時の世界の中では、先進国ではアメリカでしか試みられていなかった。ヨーロッパ諸国では未だ貴族のための学校が主であり、いわゆる庶民の義務教育制度がようやく貴族の学校とは別途に設立され始めたに過ぎなかったのである。「学制」で、四民平等に小学校への入学が求められたこの構想は極めて日本的な制度を確立することになった。

このような、四民平等の進んだ学校制度を確立しようとした背景には、人材の登用にあった。しかし、政府の求めるその人材となるためにはピラミッドの階段となっている選抜制度を駆け上がらなければならなかった。しかし、全員が最高学府の大学に入れるわけではない。多くの者は途中で篩い落とされる。ここに、近代学校制度の逃れることの出来ない選抜制度という裏面が併存することになる。今日のわが国の教育の問題は、ここから始まっているのである。

四民平等に小学校に入れさせるといふこのような開明的思想の制度化は、岩倉具視一行の欧米視察の間に、大隈重信等の急進的開明派の方針が具体化されたものである。つまり、

人々自ら其身を立て其産を治め其業を昌にして以て其生を遂るゆゑんものは他なし身を脩め智を開き才芸を長ずるによるなり而て其身を脩め知を開き才芸を長ずるは学にあらざれば能はず是れ学校の設あるゆゑんにして日用常行言語書算を初め士官農商百工技芸及び法律政治天文医療等に至る迄凡人の営むところの事学あらざるはなし人能く其才のあるところに応じ勉勵して之に従事ししかして後初て生を治め産を興し業を昌にするを得べしされは学問は身を立るの財本ともいふべきものにして人たるもの誰か学ばずして可ならんや夫の道路に迷ひ舛舛に陥り家を破り身を喪の徒の如きは畢竟不学よりしてかかる過ちを生ずるなり従来学校の設ありてより年を歴ること久しといへども或は其道を得ざるよりして人其方向を誤り学問は士人以上の事とし農工商及婦女子に至つては之を度外におき学問の何物たるを弁せず又士人以上の稀に学ぶものも動もすれば国家の為にすと唱え身を立るの基たるを知らずして或は詞章記誦の末に趨り空理虚談の途に陥り其論高尚に似たりといへど

「学問」を人民に与えるために学校を設立したことが分かる。

も之を身に行い事に施すこと能ざるもの少からず是すなわち治養の習弊にして文明普ねか  
らず才芸長せずして貧乏破産喪家の徒多きゆまんなり是故に人たるものは学ばずんばあ  
るべからず之を学ぶに宜しく其旨を誤るべからず之に依て今般文部省に於て学制を定め  
追々教則をも改正し布告に及ぶべきにつき自今以後一般の人民紳士農工商及婦女子必ず邑に不学の戸なく  
家に不学の人なからしめん事を期す人の父兄たるもの宜しく此意を体認し其愛育の情を厚くし其  
子弟をして必ず学に従事せしめざるべからざるものなり高上の字に至ては其人の財能に任かすといへど  
ざるものは其父兄  
の態度たるべき事

但從來治養の弊学問は士人以上の事とし國家の爲にすと唱ふるを以て学費及其衣食の用に  
至る迄多く官に依頼し之を給するに非ざれば学ざる事と思ひ一生を自棄するもの少か  
らず是皆感へるの甚しきもの也自今以後此等の弊を改め一般の人民他事を抛ち自ら奮て必  
ず学に従事せしむべき様心得べき事

「学制」第12章では例外として私塾、家塾も認めているが、寺子屋や藩校や郷学を廃止して、まず学校を政府が設立する意図を人民に説明しなければならない。このために人民へのPRも兼ね、「学制」を解説した「学事奨励に関する被仰出書」（以下「学制序文」という）を同時に公布した。

「学制序文」の全文は前頁に示したように九〇〇字ほどの短い文章である。用いられている漢字には読み方のルビを右側に、意味のルビを左側に振っているものもある。「学問」は4回用い、読みを1回「がくもん」と附している。特に「学制」に「がくもんのしかた」、「学校」に「がくもんじょ」、また「不学」に「がくもんせぬ」と意味のルビを振っていることが注目される。学校で学ぶという意味は学問をすることだったのである。そして「学」にルビを「がくもん」と附しているのが3回ある。ルビは附していないが名詞としての「学」が2回ある。この他、動詞として使用している「学ぶ」が5回ある。このように「学制」、つまり学校の設立は「学問」のためと解説したのである。このことは前章で述べた文部省の設立目的と同じ立場であったことが分かる。

その主眼は「学問は身を立るの財本」という文に表れている。つまり、立身の為だから「父兄たるもの……子弟をして必ず学に従事せしめざるべからざるもの」であるとした。しかし、学費は「官に依頼」する「弊を改め」るべきであるとした。「学問」とは人民の

立身のためであり、そのために必要な経費は自分で支払うべきである、とした。この学費の人民負担が後に述べる「学校焼き討ち」事件へ発展するのである。

この「学制序文」の中にも「教育」は使われていないことが分かる。むしろ、「学問」とは「智を開き才芸を長ずる」ことだったのである。これは第二部で述べるように「Education」の概念に近いことが分かる。この「学制序文」の最後には地方官あてに次のような指示が記されていた。

右之通被 仰出候条地方官ニ於テ辺隅小民ニ至ル迄不洩様便宜解釈ヲ加ヘ精細申論文部省規則ニ  
随ヒ学問普及致候様方法ヲ設可施行事

この指示に見るように、その意味は本文と差異はなく、「学問」の普及の指示だった。「学制」は人民に「教育」ではなく「学問」を義務化したのである。

「学制序文」は「学制」交付の意味を国民に理解させる解説文であった。つまり、政府は国民に対し学校の設立は「学問」の実施であることを訴えたのである。しかし、ほとんどの教育研究者の論は「学制」を教育の始まりだったとしている。すると、政府は「学制序文」により国民を欺こうとしていたことになる。しかし、研究者の論では政府が国民を

欺いたとする論はない。第1章でも紹介したように、文部省の設立も「学問」の実施だったことを考えると、政府が国民を欺こうとしていたとは考えられないのである。

確かに、当時の政府高官のしたためた文書には「教育」の文字が無いわけではない。ただ、当時の「教育」と「学問」とを意識的に区別して用いていたのか、ということも解明されなければならぬ。何故なら、第3章で紹介するが、江戸時代は自動詞としての「教育」であったし、「学問」と「教育」との区別を指示したのは初代文部大臣の森有礼であり、それは明治18年だったからである。

ここで現代の我々は注意すべきことがある。それは「学問」に関する歴史の意味である。すなわち、学問は、「士人以上の事」としていたように、近世までは基本的に庶民がすることではなかった。しかし、第一章で紹介したように文部省の設立、そしてこの「学制序文」によって、学問は庶民、人民もすべき事とされたのである。つまり、学問はまさに四民平等のものとしての宣言がなされたことを意味するのである。「学制」が公布された年の3月に「初編」の初版が発行されて一世を風靡した福沢諭吉の『学問ノススメ』は「天は人の上に人をつくらず、人の下に人をつくらず」とし、政府の「学制序文」の方針と差異が無いことが分かる。この意味でも「学問の義務」は極めて重要な転換を示しているといえる。

そして、「学問」が規定されたことは、「教育」とは異なる点で重要な意味がある。それは、学問と教育ではそのベクトルが異なることである。「学問」とは、学習者自らが学ぶという意味であり、定められた内容は学ぶ者に任せられ、「才藝ヲ生長」することが目指される。これに対し、「教育」とはある特定の者が定められた内容を指導することになる。このように、両者は学習内容を規定する者が異なり、指導の方向が異なるといえる。この意味で、「学制序文」の「学問」の規定は重要な意味があるのである。

『学問ノスヽメ』は人民に学問（勉学）を勧めたのであった。ただ、福沢が実学を唱道した学問観は、「実学」に「サイエンス」と振仮名を付けていたように、近代科学への傾倒を主張していたのである。もっとも、当時の学問観は、自由主義的、功利主義的な学問観であり、今日の教育の混乱に無縁とはいえないが、封建時代の身分制を打破する学問の位置づけとして意味があったといえよう。

なお、「学制序文」には既に今日の問題が提起されているといえる。例えば、「学ざる事と思ひ一生を自棄するもの」とは正に「ニート」の意であるといえよう。

以上のように、学校の意義を人民に説いた「学制序文」は文部省設立を周知した布達と同様に「教育」を用いていなかった。そして、学校の役割を表す用語として「学問」の言葉で説明していたことは軌を一にしていたことが分かる。

### 3. 「学問」政策下の「立身出世」の鼓舞

「学制序文」は「学制」を人民に浸透するための政府のPR文であった。わが国の教育観が先進諸国と異質な風土を形成した根源は、寺子屋とは異なって学校教育による「立身」出世観を政府が国民に推奨したことに始まる。

「其身を立て其産を治め其の業を昌んにする」、「其身を修め知を開き才芸を長ずるは学にあらずれば能ず」、「されは学問は身を立てるの財本ともいふべきもの」と学校をでの学問を奨励したのである。

このように政府は国民に「学問」をする事が「立身」につながることを鼓舞した。この学問は今日的科学的体系としての意味でなく、「学習」の意味と考えるべきであろう。福沢の『学問ノスヽメ』とは「勉学のすゝめ」の意であったはずである。

国民に「立身出世」観を定着させるために政府は歌も利用した。それは、明治天皇の侍講であり、明治期の教育政策に絶大な影響を及ぼした元田永孚の「ながさね教学聖旨」における「幼少ノ始ニ其脳髓ニ感覚セシメテ培養スル」とした方針によるものであった。

政府推奨の歌は一八八一（明治14）年の『小学校唱歌集 初編』から、一九三五（昭和10）年の『新撰尋常小学唱歌』までおびただしく刊行された唱歌集に掲載されていた。明治14年の初編に載った「ほたるの光」は今日まで国民に親しまれている。この歌は最近の



卒業式での歌としては三位に甘んじているそうだが、「わかれの歌」として今日でも慕われている。その一番では「書よむつき日、かさねつつ」と勉学を説き、三番では「ひとつにつくせ、くにのため。」と国家主義を歌ったものであった。一九八四（明治17）年に三番目に出版された『小学校唱歌集（三）』には「あおげば尊し」がある。最近の卒業式の歌としては十位と低位に甘んじている。その二番では「身をたて 名をあげ、やよはげめよ」と立身出世を説いたものであった。この原曲を桜井雅人氏が米国に有ることを最近発見した（二〇一一年一月21日『朝日新聞』）。それは「卒業の歌」(SONG FOR THE CLOSE OF SCHOOL)だという。原曲には「師の恩」「身を立て、名をあげ」などの歌詞はなく、時代の影響を受けたとみられるという。26日の「天声人語」は「日本版はどうも、国家が期待する人間像を紛らせたようだ。」としている。明治政府は勉学が立身出世のための機会であることを歌によっても国民に浸透するように図っていたのである。

何故に政府はこのように立身出世を目標にした就学を鼓舞したのであるうか。それは国民が「学問」に対し必ずや反対運動を起こすことが予見されたからではなからうか。その予見は「学制序文」に記されている。

「学問は士人以上の事とし国家の為にすと唱ふるを以て学費及其衣食の用に至る迄多く官に依頼し之を給するに非ざれば学ざる事と思ひ一生を自棄するもの少なからず」と述べた。庶民は生活に追われ、勉学の意味を自分の為になるとは考えず、国が望むものと見透かしていた。庶民が学校に反対することを政府は察知したのである。政府は、学校への初期投資を国民に義務づける事で人材の登用を図ろうとしていた。しかし、国民は学校を必要とは考えなかった。この政府と国民の利害対立は国を揺るがす事へと発展していった。

#### 4. 学校焼き討ち事件の拡大と鎮圧

江戸時代の世襲制を体感していた貧しい国民の多数は学校による「立身出世」を直ちにイメージできなかつたであろう。そして「学校焼き討ち事件」が全国的に広まった。これは近年の「問題児」が卒業式の前後に石を投げて窓ガラスを割った、というようなものではなく、住民が（大人が）集団的に税金の値下げ要求と併せて起こした「一揆」であった。

明治になり生活は楽になるところか、人民への徴兵、徴税の体制が進むと、民衆のレジスタンスの一環として、その運動は小学校に対する不満と抵抗が一段と激しさを加えてくる中で起こった。その背景には小学校を忌み嫌う感情が強く、学費の負担に対する反感があったようである。その結果「学校焼き討ち事件」に発展する。このような当時の世相を反映した原因には、この学校の設立だけでなく、矢継ぎ早に出された徴兵令や徴税に対

する反発も有ったといわれている。

端緒は一八七三（明治6）年の北条県（現岡山県）の騒乱である。ここでは三校を焼き、一五校を壊し、教員の官舎等が被害を受けている。これらの他、県出張所、巡査の家、戸長宅、豪商宅、民家等も多数破壊されている。

次いで鳥取県（2校1所）へ飛び火し、福岡県（29校）、名東県（香川県・48校）、茨城県（未遂）、明治9年の三重県（40余校）・岐阜県（7校）・愛知県（2校）へと続いた。この一連の事件の背景にあった学校制度に関する要求は、表のようになる。

表では学校破壊活動は明治9年には終了したようになってはいるが、自然に収まったわけではない。国民の学制反対運動は全国的に広がる気配を示し、警察ではその動きを止めることが困難であった。

小学校入費出銭反対	京都（明治6）、島根（明治7）
学校賦課金反対	茨城（明治9）
学校新築増額反対	山梨（明治9）
小学校廃止	鳥取（明治6）
学校引き渡し	宮崎（明治6）
教育内容に反対	敦賀（明治6）
学校破壊	埼玉、北条、鳥取、名東、福岡（明治6）、三重、岐阜（明治9）

なぜなら、学校の近くにあって警察署も同時に襲撃されることもあったほどの厳しい闘争だったからである。従って、その運動は軍隊の出勤によってようやく鎮圧された。このようなことから、表に掲載された大事件の陰には報道に乗らなかった小さな事件も数多くあったことが想像される。

何故国民は立身のために学問をすべきという政府の推奨を拒絶して学校を破壊したのであろうか。その理由はやはり「学制序文」の中に見ることが出来る。序文は次のように述べている。

一般の人民必ず邑に不学の戸なく家に不学の人なからしめん事を期す人の父兄たるもの宜しく此意を体認し其愛育の情を厚くし其子弟をして必ず学に従事せしめざるべからざるものなり。

すなわち、学校へ行く義務とはそれは国家ではなく国民の義務制であった。つまり、庶民は学問を受け

一王宮放火村數凡百三十ヶ村	二燒失凡五百二十七ヶ所	三ヶ所	四ヶ所	八ヶ所	廿四ヶ所	廿四ヶ所	五十三軒	二百六十軒
揚子場	長峯寺取揚所	遷幸地所	揚子校	正副長官宅	村吏家宅			

る義務と規定された。この「学問を受ける義務」の学問が「教育」に次第に置き換わる下で、国民の「教育を受ける義務」へと発展し、戦前のわが国の国民の義務の一つとなった。そして、この義務が今日の「日本国憲法」における「教育を受ける権利」へ転換したが、この転換が日本的な独特の教育観を生み出す元となるのである。

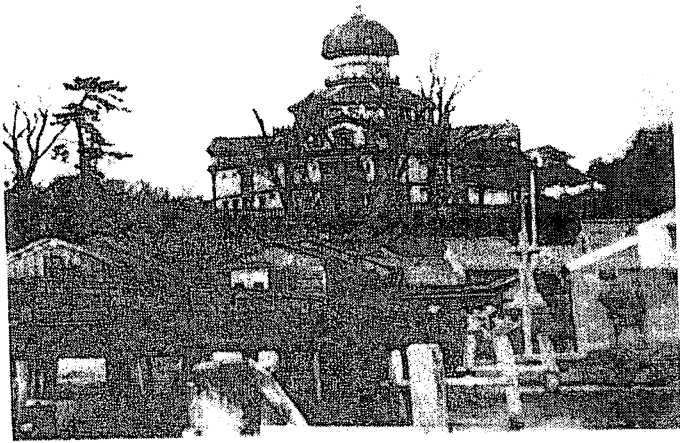
ところで、「国民の学問を受ける義務」は何が問題なのであろうか。第一点は「学費及其衣食の用に至る迄多く官に依頼し之を給するに非ざれば学ざる事と思」っている国民に対して、そういう考えではなく、子弟を学校へ通わせるべきであるというのが「学制序文」の趣旨であった。

学校を運営するためには先ず学校を設立しなければならない。その経費も国民に負担させられた。例えば、有名な松本市の開智学校では、その建設費の六割を住民の寄付でまかっていた。そのような学校建設に係わる半強制的な寄付集めは、松本市に限ったことではないであろう。地方の町村ではより厳しい寄付集めになったことが想像できる。例えば、明治20年代になっても宮城県の遠田では就学率は50%に満たず、郡区長は授業料に関し「徴収困難ヲ究メリ、学校経済ノ困難ニ際シ学校資格ノ変更ヲナサザレバ維持スル能ハズ」としている。

明治初期の庶民の生活が苦しかったことは、既に公知のことである。学校建設のための

寄付だけでなく、さらに、学校で使用する様々な教材の費用がかさむのは当然であった。この学習経費の負担が限界に達したであろうことは想像に難くない。次に示した福井県三国町の小学校の写真（明治12年）を見ても、岡の上の洋館風の小学校に比べて、手前の民家のみすぼらしく見える。このような民家でも恐らく最低の家ではなかったであろう。一般庶民が学校への反感を持つのは自然な感情ではなかっただろうか。親たちが学校に反対した理由はもう一つある。いつの時代も、どの国でも子どもたちは家庭にとっては重要な労働力である。経済が発展し、生活にゆとりが出た後に、子供達は学ぶ機会を得るのである。

金を取られ、労働力も奪われる農民、庶



民は、学校が立身出世を実感させるような夢を与える館ではなく、今の生活を破壊する建物としか実感できなかったはずである。今日では学校を休んでも「権利の放棄」で済むが、明治時代の「義務」の時代は放棄では済まないことは明らかである。国会も開かれていず、意見を言えない貧しい庶民・農民にとっては、政府が決めた国民の義務に反対することしか方法がなかった。学校への不信と反感がどこにあったのかが想像できるのである。人民の反発におそれた政府は、明治10年の1月に地租を3%から2.5%へ軽減したのであった。つまり、軍隊による強制と、減税という妥協の両面策を打ち出したのである。

なお、先の表では東京においては争乱が生じていないことになっているが、東京の「貧民」が学校忌避運動を展開しなかったからといって、その子弟が「立身出世」のために学校に通学していたとは言い切れない。例えば、(芝の)「新網にては明治20年まで学校の字だに聞かざりしが、この年細谷勝豪という人西教信者をもてこの窟に投じ、……温習学舎なる一校を起し」た、という記述に見ることが出来る。東京には当時、新網の他に多くの「下層社会」の街があったことはよく知られている。

なお、学校設立のための寄付が困難な貧困世帯が集中している地域では、政府、自治体の公金による設立を待たねばならず、学校の設立は当然遅れた。それが解消されたのは次のような「貧民学校完成」の報道にみれば東京においては明治40年のようである。

芝の新網と云へば名代の貧民屈なるが従来特殊学校の設けなかりし為め児童に対して普通教育を授くる能はざるより三十八年の市会に於いて建築を議決し九千七百十六円余の予算を以て已に工事を着手したるが遅くも来月中には竣工の筈にて来るべき四月の新学期より入学せしむる準備中なり……各貧民屈の特殊学校の内其最も古きものは下谷萬年小学校なり……今回の新網特殊学校にて凡ての貧民屈に於ける教育機関は完成を告げたるものと謂ふべし(ルビを省略した)『東京朝日新聞』、明治40年2月7日。

このことから、「学制」第二十一章、第二十四章に規定していた「貧人小学」が東京ではようやく35年目にして完成を見たといえる。

ところで、公表された教育研究の限りでは、寺子屋を親が破壊したという紹介はない。寺子屋と学校へのこのような親たちの態度・行動の大きな違いを示す理由は何であろうか。

明治政府は、「立身」のために「学問」をすべきとしたにも関わらず親たちは学校を破壊し、一方、何の恩典もなかった寺子屋に対しては親たちは反対行動を起こした様子がない、という不思議な差異は何を物語っているのであろうか。

そのおおきな理由は「立身」を鼓舞した「学校」でもその学問を受けることが「義務」として規定されたことにあるといえよう。しかし、寺子屋は義務でもなければ権利でもな

かった。必要な者が必要な時に”寺”に行って師匠の指導を受ければ良かった。寺子屋の姿は扉に紹介した当時の錦絵「文学萬代の寶」のように、何と自由で、のびのびとした情景ではないか！ 学びたい者が学びたいことを学ぶ、とはこのような現象になるのかろうか。明治の子供達が「学校は真に楽しい」と親にいつていければ、例えば学費が高くても学校の破壊はあれほどまでに広まらなかったのではなからうか。

他の要因は、恐らく寺子屋への謝金が極めて低価であったらうという推測である。特に新しい学舎を造営する必要もないお寺や長屋で、和尚や浪人が半分篤志（ボランティア）的な考えで師匠役を担当していたのではなからうか。そのような”制度”であれば、謝金を高くする必要はないし、もし謝金が払えないように高ければ寺子屋に行く者はいなくなるであらう。

寺子屋の側も、親の負担を何とか軽減するような努力をいろいろと行っていた。例えば、師匠への謝礼も、寺子の家庭の事情に応じて弾力性をもたせたり、金銭以外に、酒、魚、餅などで納めても良いとしていた。また、兄弟が同じ寺子屋に通う場合には、弟は兄の4分の1の費用で済んだところもあるという。

また、「文学萬代の寶」に見たように、男性の師匠の後ろには「史記」、「日本…」が、女性の師匠の後ろには「生花大全」、「香道」、「茶道」、「哥…」のような教材が並んでい

る。師匠の机の上にも教材が積まれている。これは、「読み書き算」が終えた後の教材であらう。さらに、必要なら職業に関することも指導されていた。それは「往来物」と呼ばれていて、例えば次の写真に見るように江戸末期には七〇〇〇種出回っていたという。

これらは商人の子弟の学習として必需であったろうが、農民用、職人用の往来物もあった。例えば『百姓往来』、『能儀容往来』、『養蚕往来』、そして『大工往来』や『左官職往来』等である。

その職人用として一八一六（文化13）年に発行された『柱立往来』がある（写真の上段中程のは『柱建往来』で別物）。これは文字通り建築関係の解説書であり、はじめに建築関係の用語が漢字で列挙され平仮名が付されている。次に聖徳太子像を載せ、大使と職人との関係が解説されている。



各種の往来物

最後には職人は手を抜かず忠実に作業を守るように戒めている。

しかし、明治の学校は、寺子屋のような庶民の学習を保障し、拡大するために設立されたのではないことが分かる。親たちの反発も強制的な学校に一因があったであろう。

寺子屋で職人の子も学んだであろうが、どちらかといえば町人の子弟の学習機関であった。職人が学習する制度は徒弟制度であった。この徒弟制度は、仕事・職業の教育訓練制度としていずれの国においても極めて重要な制度として発展したが、この徒弟制度とも絶縁する制度として明治の学校は設立された。

宗像が紹介しているように、OECD諸国で徒弟制度（見習い工制度）を職業訓練制度に位置づけていないのは日本だけである。ヨーロッパ諸国だけでなく、アメリカにもあるのである。ドイツなどでは徒弟制度が学校制度に組み込まれている。

このように、わが国の学校は、近世までの庶民の教育制度を発展させて制度化したものではない、という事実である。このことが、日本的な「教育」観を生み出す大きな、しかも重要な事実であると考ええる。

つまり、寺子屋では、「往來物」に見られるように、庶民の職業に関する学習機関でもあったことがわかる。今日的な言葉で言えば、職業教育であり、職業訓練であった。読み書き算の学習もその職業教育を受けるための基礎学習であった。庶民の学習は職業に関する

ことが必要であったことは当然であった。

このような伝統的な学習・訓練の制度を断ち切って日本の学校が設立され、一方、それらを継続・発展させた制度としてヨーロッパの学校が成立していることである。わが国の教育制度が極めて異質な一端がここにあるのである。

そして、「学校焼き討ち事件」があったように日本人の学歴主義や「立身出世」主義は学校の設立された当初からあったのではないことを確認しておくなければならない。「立身出世」は、近代国家の建設にとって、後進国としての必要悪の方針として明治政府が国民に植え付けた「教育観」だったのである。それに対し国民は命をかけて反対闘争を行ったのである。

##### 5. 「教育」政策下の「立身出世」の鼓舞

学校焼き討ち事件が収まって、国民が次第に学校への期待を持つようになるためには時間が必要だった。国民が、学校に自分の子弟を出すことが望ましいと考えるようになったのは、学校制度が出来て二〇年ぐらいの経過が必要であった。そのころになると、東京大学の卒業生が官僚となって、故郷に錦を飾る。姿が各地で見られるようになってきたであろう。官僚の給料は大工の30倍だったということがその根底にある。

今日では一般に知られている「立身出世」という言葉は明治維新にはなく、「学制序文」では「立身」のみであった。「立身出世」が始めて国民の目に触れたのは二葉亭四迷の『浮雲』の中においてであった。

『浮雲』執筆の動機は、文明開化とともに進行する人々の心の荒廃に警鐘を鳴らすことであったといわれている。その中で作者の分身ともいわれている、大学卒業であったが失業している文三は恋仲でもあったヒロインのお勢の母親に、「ふむ、学問、学問とおっしゃるけど、立身出世すればこそ学問だ」となじられた。お勢の母親は無学な庶民を代表する人物として描かれている。文三が公務員として勤務している頃はお勢の母親は文三に取り入る言動をしていた。この時代、学問と立身出世の関係が一般の庶民に分かり始めたということが想像される。

『浮雲』は一八八七（明治20）年が初版であり、わが国で初めての口語体による小説として有名であるが、この意味でも当時の文学愛好家に好まれたようである。『浮雲』は版を重ね、当時だけではなくその後も注目された作品であった。そのような事を考慮すると『浮雲』の出版と前後して「立身出世」の觀念が国民の中に広まったと考えられる。これは「学制序文」が意図した「学問による立身出世」であった。明治18年には義務教育であった小学校（三年制）の就学率もようやく平均五〇％（男子66％、女子32％）になった。

勉教のすすめを政府は教科書によっても直接に指導した。次ページの絵は、大正時代の尋常小学修身書の「ベンキョウセヨ」の一部である。「勉学」ではない、教育を受ける「勉強」を勧めたのである。

元は同じ学校に通っていたが、立派な身なりをした男と、髪や髭が伸び、破れた服を着て木陰に座っている男の二人を対比させている。一人は勉強しなかったため「コンナアワレナ人トナリマシタ」、他方は勉強したので「イマハリツパナ人トナリマシタ」と、「立身出世」のための勉教を奨励し、教育の忌避を戒めていた。

第一章で見たように、この頃は既に政府・文部省は「教育」を強調していた時期である。つまり「教育」政策下においても、立身出世は変わらずに鼓舞されたのである。国民は「学問」から「教育」への転換の認識のないまま、立身出世の強調だけを感じたであろう。

ところで、近代化が進むと新たな産業が起きる。「立身出世」という政府の方針は教育産業の良き経営戦略のターゲットとなった。教育産業が発達してくるのも必然である。「立身出世」は政府が鼓舞しただけではなく、様々な教育産業が後押しするようになる。次第に学校制度が定着し始めると、庶民に立身出世の夢を持たせ、学歴社会を助長する動きがでてくる。

その役割を担う最初の教育産業は出版業界である。本というメディアを媒介として、地







ることがわかる。

「大日本国民中学会」は一九〇二(明治35)年に講義録を頒付し始めた。北海道帯広市の西にある現芽室町にはその支部があった。次の写真は、一九一九(大正8)年頃、小学校を終え農業に従事していた十四・五歳の若者が仕事のかたわら講義録で勉強し、恐らくスクーリングで集まった時のものであろう(会員のご子息の提供)。

彼らの多くは岐阜県から北海道に移住してきたばかりで、開拓に過酷な労働に携わりながら寸暇を惜しんでの勉強であった。この様な風潮は北海道の片田舎でも展開されたのである。彼らの勉学への夢は子供の世代に託され、子は大学、大学院と進み果たされていったのである。

このような勉学と「立身出世」観の普及は、当時の出版物によって鼓舞された。その代表例が『西国立志編』であり、大正時代までに一〇〇万部が読み継がれたという。竹内洋

氏によると『西国立志編』の類似本の出版は一八八七(明治20)年までに13冊に及んでいるというから、当時の近代化へのあこがれと向学心が出版物で日本の隅々までに行き渡ったといっても過言ではなからう。

このような向学心と立身出世観の国民への浸透は、第3章で述べるように、明治18年以降の政府・文部省による「教育」政策の推進と相互に連動する関係にあった。初期には「学問」によって立身出世を目指すことを国民に唱道していた政府の方針をあえて転換する必要がなかったのである。つまり、国民が次第に「立身出世」を目指すようになったため、なにも「教育」を受けよと唱道する必要は無かったのである。「学問」は次第に「教育」の背後に忘れられたといえよう。

つまり、以上のような経過を経て、国民は「教育」を受けることが「立身出世」になることを実感し、「教育」への疑いを持たなくなったといえる。

## 6. 「夢」に破れた人への慰め

それでは、「立身出世」のためではなく、庶民が生きるための職業を身につける学校の設立はどのようになっていたであろうか。職業に関する学校もこのころようやく成立し始めた。しかし、日本の学校制度における様々な職業を意図した学校が、大学レベルを除け

ばことごとく失敗している、といっても過言ではない。初等、中等段階の職業関連学校は立身出世のレールには繋がらないことが明らかになっていくからである。

寺子屋や徒弟制度は立身出世のための学校ではなく、庶民の学習機会としての制度であった。徒弟制度を近代化した職業のための教育制度は立身出世に結びつかない制度であり、国民の関心はこれに向かなかったといえよう。立身出世の観念が国民に定着した後は庶民のための職業関連学校が国民から疎まれるのは当然であった。

このことは、唱歌の作成にもあらわれていた。つまり、親しまれている労働歌らしき歌は一九一二（明治45）年の『尋常小学唱歌（三）』に載った「茶摘」や、一九一二（大正元）年の『尋常小学唱歌（四）』の「村の鍛冶屋」が初期のものであり、「田植」は遅れて一九四二昭和（17）年の『初等科音楽（一）』に登場した。このように、労働を賛美する唱歌は遅く、かつ少なく、立身出世を鼓舞する唱歌が多かったのである。しかも「田植」は「民国のために。」であり、戦意高揚に利用されていたのである。

問題は、学問をめざした人が全て「立身出世」するわけではないことである。どのような努力しても報われない人が出てくる。そのような人たちを慰める歌も作られた。

一九〇七（明治40）年の『中等教育唱歌集』には「旅愁」が登場し、（立身出世の）旅の道程で、「わびしき思いに、ひとりなやむ」心理が共感を得ている。同歌集には「故郷

の廃家」も掲載され、「さびしき故郷や、さびしき我家や」と過疎化により故郷があれいく様を嘆いている。更に一九一四（大正3）年の『尋常小学唱歌（六）』には「故郷」が

Dreaming of Home and Mother  
三宅忠明訳

3) 子ども時代がやって来た、戻って来たのだ、  
眠れば懐かしい母が見える、  
あのやさしい姿で、ぼくの横に膝  
まずいている。  
故郷と母を夢みる時、  
ねえ、母さん、そっとささやいて、  
教えてよ、妹と弟のことを、  
今、母さんの手がぼくの額に、  
そう、ぼくは故郷と母を夢見ているのだ。

掲載され、「忘れがたき故郷」を思いつつも、それでも「こころざしをはたして、いつの日にか帰らん。」と、錦を飾る。夢を捨てきれないことを歌っている。

旅愁  
犬童球溪

2) 窓うつ嵐に、  
夢もやぶれ、  
遙けき彼方に、  
こころ迷う。  
恋しやふるさと、  
なつかし父母、  
思いに浮ぶは、  
杜のこずえ。  
窓うつ嵐に、  
夢もやぶれ、  
遙けきかなたに、  
心まよう。

ところで、「旅愁」はオードウェイ（一八二四〜八〇）の「Dreaming of Home and Mother」を改編した歌として有名であるが、元の詩とは全く異なるイメージとなっている。元歌の三宅氏の訳によると表のようになる。両者の違いを知る上には最も似ている「旅愁」の二番と「Dreaming of Home and Mother」の三番の歌詞の対照が分かり易い。

対比を見れば明らかなように、元の詩の感触とはほど遠い詩になっていることが分かる。「こころ迷う」の意味は異なり、特に「夢もやぶれ」の「夢」は全く異なっているといえよう。「旅愁」の「夢」は明らかに「立身出世」の夢であり、オードウェイの夢は、ほんとは懐かしい母と過ごした時の夢であることが分かる。

「旅愁」が多くの日本人の心を捉えたが、オードウェイの詩のままでは「旅愁」ほどには慕われなかったのではなからうか。唱歌は日本人の心の故郷であるとよくいわれるが、それは明治期に意図的に「立身出世」観を定着させるために作り上げられたことは先に紹介した通りである。

夢に破れた人の課題は今日ではより深刻になっている。進学校を卒業した生徒が有名大学に入れなかったために、「落ちこぼれ」のレッテルを貼られたり、あるいは自分でそう思ったりして、大学での学習に自信を持ってない学生が少なくない。ある有名私立大学の付属高校から職業能力開発大学校に入学してきた一年生が、「高校時代は私はあまり勉強しなかったが、今は目的をしっかりと持って勉強しています。高校時代に一生懸命勉強して系列の大学に進学した私の友人は、今、何のために勉強しているのか目的が分からない、といて悩んでいます」と述べている。

進学だけでない。プロを目指す芸術、スポーツあるいは棋士等の場合も同様である。子

どもの時に「天才」と呼ばれた評価のまま、全員が大成するわけではない。特にスポーツの場合は練習の途中で怪我に遭う場合がある。それでも、様々な困難に立ち向かい、努力して頑張っている選手に勇気づけられることもある。しかし、不幸にして二度と続けられない場合もある。

最初の夢が破れた時、新たな目標を見つけるといふことは決して敗者になったのではない、ということをお互いに認めあえる社会にしていかなければならない。それが自己を確認することであり、個性を認めるということである。

## 7. 学校は「教育」を受けるところではなかった

「学制」の特徴は、学校への通学の国民への義務制であった。そして、「学制序文」で学校に「がくもんじょ」と意味のルビを振っていたように、学校は文字通り学問の場所であり、学ぶところであった。つまり、「学問」の義務であり、「教育の義務」ではなかった。このことは、明治当初の国民の理解として、「学制」の施行によっても「教育」という観念は一般庶民には根付いていなかったはずだということになる。

「学制」は当初一〇九章（条）で構成されているが、その条文の中に「教育」の文字が使用されているのは次の三カ所に過ぎない。

第21章 小学校ハ教育ノ初級ニシテ人民一般必ス学ハスンハアルヘカラサルモノトス之ヲ区分スレハ左ノ数種ニ別ツヘシ……

第99章 学事ニ関係スル官金ハ定額ニヨリ本省ニ於テ一切之ヲ管知スルコト

但教育ノ設ハ人々其身ヲ立ルノ基タルヲ以テ其費用ノ如キ悉ク政府ノ正粗ニ仰クヘカラサル論ヲ待タス……

第99章教育ヲシテ普及ナラシメンカ為メ府県ニ委託シ其学区ヲ助クルノ金額左ノ如シ

日本で最初に公布された教育関係法である「学制」において「教育」の文字が使われたのはたったの3回であった。なお、後に213章までに増えたが、「教育」が用いられたのは第154章に使用されたのみであり、計4カ所となったにすぎない。

一方、「学制序文」は短いにも関わらず前述のように「学問」を4回使用している。これらのことを考慮すれば、庶民は「教育」の文字を「学制」の制定によりほとんど知ることとは無かったの筈である。庶民はお勢さんの母親が言ったように「立身出世すればこそ学問だ」という理解だったのである。

なお、学校は学問を施す所だったとすれば、寺子屋が「往来物」によって職業についても学習していたように、その内容に区別意識はないはずである。学びたいことが学問だからである。それにも関わらず、今日の学校が職業についての差別感がある事は、「学制」

の実施により、当初の財政基盤の脆弱性もあり主にテキストと黒板のみで可能となる今日の普通教育を実施せざるを得なかった事と関わるであろう。庶民の職業に関する学習は「学制」の施行で逆に実施されなくなったのである。ところが、その普通教育は、立身出世に有利な、進学に便利な内容でもあり、国民にも受容されたのであろう。このことは補章にて論じたい。

それでは、学問に疑いを持っていなかった国民はどのようなにして「教育」を認識するようになったのであろうか。次章にて詳しく述べたい。

#### (第2章参考文献)

- ・『法令全書』、原書房、昭和69年復刻版。
- ・石川謙『日本庶民教育史』、玉川大学出版部、1998年新装版。
- ・里見実『学校でこぞできることは、なんだろう』、太郎次郎社、2005年。
- ・堀内敬三・井上武士編『日本唱歌集』、岩波文庫、1968年。
- ・倉沢剛『小学校の歴史I』、ジャパンライブラリービューロー、昭和88年。
- ・森川輝紀『「学制」の民衆的受容と拒否』、『講座 日本教育史二』、第一法規出版、昭和59年。

- ・木村力雄『異文化遍歴者 森有礼』、福村書店、1986年。
- ・中川清編『明治東京下層生活誌』、岩波文庫、1994年。
- ・利根啓二郎『寺子屋と庶民教育の実証的研究』、雄山閣、1981年。
- ・梅村佳代『近世民衆の手習いと往来物』、粹出版社、2002年。
- ・宗像元介『職人と現代産業』、技術と人間、1996年。
- ・竹内洋『立身出世主義』、日本放送出版協会、1997年。
- ・三宅忠明ホームページ：<http://eigouta.com/lyrics/DreamingofHome.html> (2011年5月19日確認)。
- ・田中萬年『徒弟制度は人材育成の基本である』、全建総連ブックレットへ33頁、2008年。